

令和 7 年 9 月市議会 教育厚生委員会資料

所 管 事 項 調 査

目 次

ページ

1	新たな認定こども園 長崎幼稚園について（報告）	2 ～ 9
---	-----------------------------------	-------

こ ども 部
令 和 7 年 9 月

1 新たな認定こども園 長崎幼稚園について（報告）

(1) 市立の保育所等の今後のあり方

市立の保育所等に関する方針等については、次のとおりである。



ア 平成19年12月 「市立幼稚園・保育所の今後のあり方の基本方針」

「民間に事業を委ねることが可能なものについては、民間活力を活用する」

※ただし、中央・伊良林・大手・仁田・緑ヶ丘保育所は、施設的な課題・制約があり、直ちに移譲が困難なことから当面存続し、社会的状況により定員減・廃止を含めて検証する。

イ 令和5年4月 「長崎市公共施設の適正配置基準」

「公的幼児教育・保育の確保の役割、教育・保育への行政による一定の関与を確保する観点から、市立の認定こども園を市内中心部に1か所配置」

ウ 令和6年4月 「市立の保育所等の今後のあり方」

「中央保育所及び伊良林保育所を民間移譲せず、適正な定員規模において認定こども園長崎幼稚園に集約の上、2保育所は廃止」

※令和6年6月市議会（教育厚生委員会）で説明

(2) 関係者からの意見

令和6年4月に決定した「市立の保育所等の今後のあり方」について、関係者へ説明し、意見交換を行った。主な意見は次のとおりである。

ア 長崎市議会（令和6年6月教育厚生委員会）

- ◎ 予測以上の少子化傾向であれば、未来を予測して考えておく必要がある
- ◎ こどもの育ち、学びに関する職員の適切な配置を図ってほしい
- ◎ 唯一の市立幼児教育施設として、民間施設に対する様々な情報発信機能などを含めて検討してほしい
- ◎ 運営のみではなく、民間施設の良い取り組みを全市的に拡げていく役割を研究してほしい

イ 在園児保護者（令和6年7～8月）

- ◎ 保育所のみ施設統合を希望する（中央）
- ◎ 集約時期を早く決めてもらいたい（伊良林）
- ◎ 在籍園児が卒園するまで待ってもらいたい（伊良林）
- ◎ 転園を希望した際は、優先して入園の手続きをしてほしい（伊良林）
- ◎ 国内が育児支援の機運の中、市の姿勢としてはどうかと思う（伊良林）
- ◎ 利用定数を減らして、学童保育利用などを検討してほしい（伊良林）



ウ 地元自治会（令和6年7～8月）

- ◎ 保育所敷地内の自治会集会所がなくなると困る（中央）
- ◎ 地元と連携を取りながら進めてほしい（中央）
- ◎ 市全体で、限られた財源を有効活用する視点が重要（伊良林）
- ◎ 保育所は地域のシンボリックのような存在であるので、地域へ十分な説明をしてほしい（伊良林）
- ◎ 新長崎幼稚園の設置場所は、園児の送迎利便性の観点から、中央保育所より現長崎幼稚園の敷地が適当であり、地域からも反対は出ないはず（長崎幼稚園）

(3) 新たな認定こども園 長崎幼稚園の概要

関係者からの意見や今後の少子化傾向等を踏まえ、新たな認定こども園 長崎幼稚園（以下「新長崎幼稚園」という。）の「役割・機能」、「開園時期」、「利用定員」及び「設置場所」は、次のとおりとする。

ア 役割・機能

(ア) 幼児教育・保育の提供体制の充実

- ◎ 国の教育・保育要領等に基づいた標準的な幼児教育・保育の実践
- ◎ 延長保育や一時預かり保育などの提供
- ◎ 「こども誰でも通園制度」における受け入れ
- ◎ 子育て家庭からの相談等に対応する「子育て支援室」の常設



(イ) 幼児教育・保育におけるセーフティネット機能の充実

- ◎ 障害児や医療的ケア児等の受け入れ
- ◎ 災害時や緊急時等における保育の提供



(ウ) 市全体の幼児教育・保育の質の向上（民間施設への指導的役割）

- ◎ 幼児教育・保育の実践や研究に基づく指導・助言、情報提供等の充実
- ◎ 公開保育や研修の実施
- ◎ 民間施設への訪問支援や相談体制の確立
- ◎ 民間施設における子育て支援事業の充実への支援



イ 開園時期

開園は「令和13年4月」を目指す。ただし、財政面や整備手法などにおいて、より経済的な整備を実現できるスケジュールで進めることとし、それに伴う時期の変動も想定する。

〔理由〕現長崎幼稚園の「長崎市公共施設保全計画」における目標使用年数（65年）を踏まえると、令和13年8月末が建て替え時期となるため。

〔参考〕実施工程

- ◎調査関係：試掘調査（必要に応じ本発掘調査）、土質調査、現園舎のアスベスト調査、建物調査
- ◎園舎の改築関係：基本設計、実施設計、現園舎の解体、新園舎の建設

ウ 利用定員

利用定員は「121人」とする。なお、今後こどもの減少が想定されることから、この定員内で新長崎幼稚園の役割・機能を果たすことを最優先としつつ、定員は状況に応じて調整する。

〔理由〕近年及び将来的な少子化傾向や市立3園の入所状況を踏まえたうえで、全市の基幹園としての役割・機能、また民間施設の経営圧迫を回避するなど、総合的に判断

・ 歳児ごとの入所者数

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合 計
1号（教育利用）	-	-	4人	7人	7人	7人	25人
2・3号（保育利用）	9人	15人	18人	18人	18人	18人	96人
うち 医療的ケア児	0人	1人	1人	1人	1人	1人	5人
合 計	9人	15人	22人	25人	25人	25人	121人

〔参考〕桜馬場・片淵・長崎エリアにおける人口・入所者（0～5歳児）

項 目		令和 4 年度	令和 7 年度 (現在)	令和10年度	令和13年度 (開園予定時期)
人口（0～5歳児）		1,645人	1,474人	1,301人	1,106人
令和 7 年度との比較		112%	100%	88%	75%
市立 3 園	入所者数 ①	216人	178人	137人	121人
	当エリア内	174人	141人	103人	92人
	当エリア外	42人	37人	34人	29人
民間園	入所者数 ②	1,077人	1,125人	1,145人	1,087人
	当エリア内	868人	891人	890人	828人
	当エリア外	209人	234人	255人	259人
入所者数合計 ③（=①+②）		1,293人	1,303人	1,282人	1,208人
当エリア内		1,042人	1,032人	993人	920人
当エリア外		251人	271人	289人	288人
市立 3 園への入所者割合 ④（=①／③）		17%	14%	11%	10%

※令和10年度以降の人口推計は、コーホート法による。

エ 設置場所

「現長崎幼稚園の敷地（長崎市魚の町1番16号）」とする。

〔理由〕「市立の認定こども園を市内中心部に1か所配置」の方針を踏まえ、認定こども園の設置要件、敷地状況及び周辺環境等を総合的に判断

※現長崎幼稚園の敷地での建替工事が始まり、園舎が取り壊されることとなる時期からは、長崎幼稚園の入所児童を中央保育所へ集約し、同保育所園舎にて認定こども園長崎幼稚園として運営することを想定。

〔参考〕比較検討内容

項 目	中央保育所		長崎幼稚園	
	内 容・判 定		内 容・判 定	
設置要件	建物：設置可能 園庭：設置不可（面積不足）※現園庭：464㎡ ・自治会集会所や保育会事務所が同敷地内にあり、移設すれば園庭の確保が可能	△	建物：設置可能 園庭：設置可能 ※現園庭：756㎡	○
敷地状況	・自治会集会所や保育関係団体の事務所が同敷地内にあり、使用に際し制限がある ・敷地内に下水道管が埋設されており、使用に際し制限がある	△	・平地の整形地、建物の高さや景観関係等、建築制限面では問題なく建築可能 ・園庭に防火水槽が埋設（建築への影響はない） ・浸水想定区域のため、規定以上の雨量が想定される際は、休園等の対応が必要	○
周辺環境	・住宅密集地で、敷地の三辺（うち一辺は一方通行）が道路に接しているが、道幅が狭いため車両は通行しにくく、歩行時は危険度が高い	×	・商業地域であり、隣接する建物と一定の空間がある	○
通園利便性	・通園便利地（徒歩でのアクセス良好） ・周囲の道路が狭く、近隣に有料駐車場が少ない	△	・通園便利地（車・徒歩でのアクセス良好） ・近隣に有料駐車場が多い	○
その他	・敷地内の自治会集会所や保育関係団体の事務所の移転等の調整が必要	×	・「園児の送迎利便性の観点から長崎幼稚園の敷地が使い勝手が良い」との意見が多かった	○
評 価	△		○	

※国が示す設置要件（定員121人の場合）：園舎 628㎡以上、園庭 553㎡以上

※伊良林保育所は、園舎及び園庭面積において、国が示す設置要件を満たしていないため、比較検討から除外

〔参考〕位置図①（桜馬場・片淵・長崎エリア）



〔参考〕位置図②（桜馬場・片淵・長崎エリア）

新長崎幼稚園施設概要（想定）

- (1) 園舎の構造・床面積
鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積：約1,500㎡程度
- (2) 園舎に設ける機能
職員室、保育室、遊戯室、医務室、調理室、便所、飲料水用設備
手洗い用設備、子育て支援事業室、授乳室、倉庫等
- (3) その他 園庭、外構

長崎商工会館



園庭

長崎市役所

市役所電停



正門

園舎・外構（正門側）

長崎幼稚園

共同住宅
(マンション)

長崎女子
商業高校



園舎・外構（女子商業高校側）



園舎・園庭

